

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

2 新設又は改築に係る工事の内容中「別紙-28」を「別紙-29」とし、「別紙-27」を「別紙-28」とし、「別紙-26」を「別紙-27」とし、別紙-25の次に次のように加える。

別紙-26 神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

3 収支予算の明細中「別紙-29」を「別紙-30」に改める。

4 料金の額及びその徴収期間中「別紙-30」を「別紙-31」に改める。

別紙－３０を次のように改める。

(別紙－３１)

料金の額及びその徴収期間

〔１〕基本料金の額

本文記１高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一．１キロメートル当たり料金の額と固定額

(１) １キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	25.9776
普通車	32.472
中型車	38.9664
大型車	53.5788
特大車	89.298

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(２) 利用１回に対して課する固定額

利用１回に対して課する固定額は、１５０円とする。

二．適用方法

(１) 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添２のとおりとする。

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一．に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

B 現金車〔ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関す

る省令（平成１１年建設省令第３８号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びＥＴＣ車以外の自動車であつて、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

- Ｃ 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添２又は別添３について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L \times R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてＬ、Ｒ及びＦは、それぞれ次の数値を表す。

Ｌ：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

Ｒ：１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｆ：利用１回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 料金調整

(イ) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をＡ、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をＣ、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、ＢＣ間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Ｃにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、ＡＢ間の料金距離とＣＤ間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記〔１〕（二．（３）を除く。）又は記〔２〕により算出された料金の額を徴収する。

(ロ) 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項第８号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払

に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

三．消費税等の取扱い及び料金の単位

記二．に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、1 0 円単位の端数処理を行うことができる。

〔2〕 E T C 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に E T C 車以外が進入し通行する場合における料金の額

一． 1 回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添 2 に掲げる E T C 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に E T C 車以外が進入した場合において、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は、1 回の通行につき 1 台当たり、下表 A のとおりとする。

ただし、別添 3 に掲げる E T C 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に E T C 車以外が進入した場合においては、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は上記の定めは適用せず、1 回の通行につき 1 台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書きにおいて、適用した料金の額が下表 B に掲げる額に満たない場合は、1 回の通行につき 1 台当たり、下表 B の区分に応じた額とする。

表 A

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578. 768
普通車	1935. 960
中型車	2293. 152
大型車	3096. 834
特大車	5061. 390

表 B

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	251. 31264
普通車	276. 64080
中型車	301. 96896
大型車	364. 31520
特大車	498. 26220

（注）

別添 2 又は別添 3 に掲げる出入口等を E T C 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10 円単位の端数処理を行うことができる。

三. 特例措置

記〔4〕一. (2) の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記二. に定める料金の額に対して、記〔4〕一. (2) に定める割引を適用した額を料金の額とする。

〔3〕 特別の措置

一. 料金距離に応じた料金の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合の料金の額については、記〔1〕にかかわらず、1 回の通行につき 1 台当たり、下表の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

（注）

- A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添 2 のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。
- a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
- b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
- B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離（別添 3 に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、記〔1〕に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表の料金の額を適用する。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 2 又は別添 3 について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一．に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、１０円単位の端数処理を行うことができる。

〔４〕基本料金及び特別の措置における割引

一．割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

(ロ) 割引後の額

記〔１〕に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車はE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード〔会社との契約に基づきE T Cカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。〕又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合においては、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合においては、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から (36) の路線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%

神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、 (1) から (23)、(26) から (30)、(37) の路線における 各出入口等 (湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。) まで。	10%
---	-----

(ハ) 中型車の特例

記(イ)及び記(ロ)にかかわらず、E T C車のうち中型車が上表Aに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

(4) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

A 記(イ)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和13年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和13年3月31日までの間においては、利用した出入口等下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	20%
30,000 円を超える部分	25%

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早

稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日から令和13年3月31日までの間とする。

(5) 都心流入割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表Aから下表Jまでの左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表A

出入口等	出入口等	料金距離
川崎浮島ジャンクション、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km

表B

出入口等	出入口等	料金距離
羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表C

出入口等	出入口等	料金距離
高速自動車国道第一東海自動車道及び都道首都高速3号線との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表D

出入口等	出入口等	料金距離
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び都道首都高速4号線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	14.4km

表E

出入口等	出入口等	料金距離
美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.4km

表F

出入口等	出入口等	料金距離
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

表 G

出入口等	出入口等	料金距離
三郷ジャンクション（三郷を含む。）、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0km

表 H

出入口等	出入口等	料金距離
一般国道 14 号及び都道首都高速 7 号線との接続部、一之江、小松川、錦糸町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3km

表 I

出入口等	出入口等	料金距離
高谷ジャンクション、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5km

表 J

出入口等	出入口等	料金距離
大師	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	15.2km

(ハ) 実施する期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間とする。

(6) 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号(第三京浜道路)及び一般国道1号(横浜新道)と横浜市道高速1号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号(横浜横須賀道路)と横浜市道高速2号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、扇島(仮称)並びに東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間とする。

(7) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。)とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(8) 深夜割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(ロ) 割引率

20%とする。

(9) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、貸付料の支払に支障のない範囲内において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を

行うものとする。

二．割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、記一．(3)から(6)までの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

三．割引相互間の適用関係

- (1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔４〕に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔４〕に定める他の全ての割引を適用する。
- (2) 障害者割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、ＥＴＣ路線バス割引及び深夜割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（ＥＴＣ路線バス割引及び大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で基本料金の額、特別の措置又は上限料金の引下げに係る割引後の額の５０％とする。

(イ) 重複適用の有無

○…適用あり

×…適用なし

－…重複し得ない

	環境					
大口	○		大口			
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	－	湾岸		
路バス	×	×	×	×	路バス	
深夜	○	○	○	○	○	深夜

(注)「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「路バス」、「深夜」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、ＥＴＣ路線バス割引及び深夜割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	深夜割引
5	ＥＴＣ路線バス割引又は大口・多頻度割引

- (4) 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。

四．消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記一．(1)、(3)、(5)、(6)及び(8)に定める割引を適用した額（記(1)及び記(3)に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔5〕基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

(イ) 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

〔6〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和56年3月20日までとする。

〔7〕実施期日

記〔1〕一．(1)、〔2〕一．（「なお、ただし書きにおいて、適用した料金の額が下表Bに掲げる額に満たない場合は、1回の通行につき1台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。」の部分並びに表A及び表Bに限る。）、〔3〕一．（本文、表及び（注）Bに限る。）及び〔4〕一．(1)に掲げる事項は、令和8年10月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

以 上

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。)
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車(2車軸)である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)

別添 2

- 都道首都高速1号線

都道首都高速2号線都道首都高速2号分岐線

	飯倉 (ETC)	谷町JCT
一ノ橋JCT	0.7	1.5

都道首都高速3号線

										第一東海 自動車道
										—
										—
										6.4
										7.4
										8.6
										—
										12.4
										13.7
										14.6

都道首都高速4号線

												外苑 (ETC)
												2.9
												4.3
												—
												5.1
												6.0
												6.0
												6.7
												7.3
												7.5
												7.7

												中央自動車道 富士吉田線
												—
												3.4
												—
												6.7
												7.5
												7.8
												—
												10.6
												13.5
												14.9
												—
												15.7
												16.6
												16.6
												17.3
												17.9
												18.1
												18.3

都道首都高速4号分岐線

				神田橋JCT
				—
				0.8
				1.0

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

[illegible]

			美木女JCT・戸田
	高島平	戸田南	—
		—	—
中台	—	—	—
板橋本町(ETC)	6.1	8.8	11.2
板橋JCT	7.3	10.0	12.4
熊野町JCT	8.3	11.0	13.4
北池袋(ETC)	—	—	—
東池袋	10.1	12.8	15.2
護国寺(ETC)	—	—	—
早稲田	—	—	—
飯田橋(ETC)	14.0	16.7	19.1
西神田(ETC)	—	—	—
竹橋JCT・一ツ橋(ETC)	16.4	19.1	21.5

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

[illegible]

堀切JCT	四つ木 (ETC)
	1.5

	八潮	三郷JCT・ 三郷
八潮南 (ETC)	1.5	4.6
加平 (ETC)	4.4	7.5
小菅JCT	7.3	10.4
小菅 (ETC)	—	—
堀切JCT	8.5	11.6
堤通 (ETC)	9.9	13.0
向島 (ETC)	11.6	14.7
駒形 (ETC)	—	—
両国JCT	—	—
堀崎JCT・堀崎・ 浜町(ETC)・渡御橋	17.3	20.4
江戸橋JCT	18.5	21.6

都道首都高速7号線

				一之江	京葉道路
				—	—
		小松川JCT	小松川	—	—
		錦糸町	0.3	1.7	3.8
両国JCT		—	4.4	5.8	7.9
	2.5	—	6.9	8.3	10.4

都道首都高速8号線

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

都道首都高速9号線

堀崎JCT・堀崎・ 浜町(ETC)・清洲橋	福住 (ETC)	木場 (ETC)	塩浜	枝川	辰巳JCT		
				—	1.7		
				—	2.2		
				—	—		
						—	4.1
						—	5.3

都道首都高速11号線

芝浦JCT	台場	有明JCT
	2.8	—
		5.0

都道首都高速葛飾江戸川線

				清新町 (ETC)	葛西JCT
				2.2	—
				—	4.7
				—	—
四つ木 (ETC)	平井大橋	小松川JCT・ 中環小松川	船堀橋 (ETC)	—	—
	2.6	—	—	—	—
		5.0	—	8.7	11.2

都道首都高速晴海線

晴海 (ETC)	豊洲 (ETC)	東雲JCT
	—	1.3
		2.7

都道首都高速板橋足立線

			王子南 (ETC) ・王子北 (ETC)	江北JCT
			—	2.7
板橋JCT	滝野川 (ETC)	新板橋	—	—
		—	—	—
		0.9	1.0	4.4

都道首都高速品川目黒線

大橋JCT	五反田 (ETC)	大井JCT
	3.4	—
		9.4

都道首都高速目黒板橋線

熊野町JCT	高松 (ETC)	西池袋 (ETC)	中野長者橋 (ETC)	西新宿JCT	初台南 (ETC)	富ヶ谷 (ETC)	大橋JCT
					—	0.4	—
					—	1.6	2.4
					—	—	3.6
					—	—	—
					—	7.1	9.1
					—	—	—
					—	9.0	11.0

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

									有明	辰巳JCT
								東雲JCT	—	1.4
							有明JCT	1.5	—	1.4
						臨海副都心 (ETC)	—	—	—	2.9
					大井 (ETC)	1.8	3.3	4.8	—	6.2
				大井JCT	—	2.5	4.0	5.5	—	6.9
			大井南・ 中環大井南 (ETC)	1.2	—	3.7	5.2	6.7	—	8.1
		東海JCT	1.4	2.6	—	5.1	6.6	8.1	—	9.5
	湾岸環八 (ETC)	—	5.7	6.9	—	9.4	10.9	12.4	—	13.8
川崎浮島JCT・ 浮島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2.3	4.2	—	9.9	11.1	—	13.6	15.1	16.6	18.0

							高谷JCT
						千鳥町	—
						3.9	6.4
					浦安	—	—
				舞浜	—	—	—
			葛西	1.4	3.4	7.3	9.8
	新木場 (ETC)		1.4	2.8	4.8	8.7	11.2
		葛西JCT	3.3	4.7	6.7	10.6	13.1
		1.9	4.8	6.2	9.6	13.5	16.0
辰巳JCT	1.5	3.4	4.8	6.2	8.2	12.1	14.6
有明	2.9	4.8	6.2	7.6	9.6	13.5	16.0
東雲JCT	2.9	4.8	6.2	7.6	9.6	13.5	16.0
有明JCT	4.4	6.3	7.7	9.1	11.1	15.0	17.5
臨海副都心 (ETC)	—	—	—	—	—	—	—
大井 (ETC)	7.7	9.6	11.0	12.4	14.4	18.3	20.8
大井JCT	8.4	10.3	11.7	13.1	15.1	19.0	21.5
大井南・ 中環大井南 (ETC)	9.6	11.5	12.9	14.3	16.3	20.2	22.7
東海JCT	11.0	12.9	14.3	15.7	17.7	21.6	24.1
空港中央	15.3	17.2	18.6	20.0	22.0	25.9	28.4
湾岸環八 (ETC)	—	—	—	—	—	—	—
川崎浮島JCT・ 浮島	19.5	21.4	22.8	24.2	26.2	30.1	32.6

都道首都高速湾岸分岐線

東海JCT	昭和島JCT
	1.9

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

[illegible]

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

[illegible]

						大師JCT・ 羽田 (ETC)	
					浅田	浜川崎 (ETC)	1.5
		生麦JCT	汐入			—	5.3
		—	—		0.7	—	8.2
	生麦	—	—		3.1	—	10.6
		—	—		—	—	—
守屋町	1.4	1.4	—		4.5	—	12.0
子安	1.8	1.8	—		4.9	—	12.4
東神奈川 (ETC)	4.0	4.0	—		7.1	—	14.6
金港JCT	5.3	5.3	—		8.4	—	15.9
横浜駅東口 (ETC)	—	—	—		—	—	—
みなとみらい (ETC)	6.8	6.8	—		9.9	—	17.4
横浜公園	9.2	9.2	—		12.3	—	19.8
石川町 (ETC)	—	—	—		—	—	—
石川町JCT	9.8	9.8	—		12.9	—	20.4
山下町	10.3	10.3	—		13.4	—	20.9
新山下 (ETC)	11.0	8.7	—		11.8	—	17.8
本牧JCT	12.0	7.7	—		10.8	—	18.3

神奈川県道高速湾岸線

神奈川県道高速湾岸線										川崎浮島JCT ・浮島	
横浜横須賀道路 金沢支線	幸浦	杉田	磯子 (ETC)	三溪園 (ETC)	南本牧ふ頭	本牧ふ頭	本牧JCT	大黒JCT・ 大黒ふ頭	扇島 (仮称)	東扇島	4.1
				4.8	—	—	—	3.1	5.0	3.0	7.1
				6.9	—	—	—	3.1	8.1	8.0	12.1
				—	—	—	1.5	4.6	8.1	11.1	15.2
				—	—	—	—	—	9.6	12.6	16.7
—	—	3.1	—	10.0	—	13.4	16.5	21.5	24.5	28.6	
—	4.0	—	10.9	—	—	14.3	17.4	22.4	25.4	29.5	

横浜市道高速1号線

金港JCT	横浜駅西口	三ツ沢	第三京浜道路・横浜新道
	—	—	—
	0.6	1.8	2.3

横浜市道高速2号線

横浜市道高速2号線				横浜横須賀道路
石川町JCT	阪東橋	花之木 (ETC)	永田 (ETC)	—
		—	—	—
		0.7	2.4	4.7
	—	3.7	5.4	7.7

横浜市道高速湾岸線

生麦JCT	大黒JCT・ 大黒ふ頭
	4.6

横浜市道高速横浜環状北線

			岸谷生麦 (ETC)	生麦JCT
	新横浜 (ETC)	馬場 (ETC)	2.9	3.7
横浜港北CT・ 横浜港北	1.2	3.3	6.2	7.0
		4.5	7.4	8.2

横浜市道高速横浜環状北西線

横浜青葉 ICT	横浜港北ICT・ 横浜港北 7.1
-------------	-------------------------

川崎市道高速縦貫線

富士見 (仮称)	大師JCT・ 大師 2.3	殿町 (ETC)	川崎浮島JCT
		—	3.5
		—	5.6
		—	7.9

埼玉県道高速さいたま戸田線

							浦和南 (ETC、入口に隣る)	美女木JCT
						浦和北 (ETC)	—	1.5
				与野	—	2.1	—	7.9
			与野JCT (仮称)	—	2.7	—	—	8.5
		新都市心西 (ETC)	1.2	—	3.9	—	—	9.7
	新都市心 (ETC)	1.8	3.0	—	5.7	—	—	11.5
さいたま見沼 (ETC)	2.3	4.1	5.3	—	8.0	—	—	13.8

一般国道17号(新大宮上尾道路)

					与野	与野
			大宮 (仮称)	与野JCT (仮称)	—	—
	宮前 (仮称)	宮前南 (仮称)	1.2	3.7	—	—
上尾南 (仮称)	—	—	—	—	—	—
	1.2	—	4.9	7.4	—	—

・ ETC 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「 ETC」と表記する。

出入口等	料金距離 (km)
本町 (上野方向へ進行する入口に限る。)	3.7
池尻 (ETC) (入口に限る。)	6.4
永福 (高井戸方向へ進行する入口に限る。)	3.4
初台 (ETC) (入口に限る。)	6.7
外苑 (ETC) (代々木方向へ進行する入口に限る。)	10.6
板橋本町 (ETC) (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する]	25.0
板橋本町 (ETC) (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する]	27.1
錦糸町 (小松川方向へ進行する入口に限る。)	7.9
錦糸町 (小松川方向から進行して流出する出口に限る。)	7.9
葛西 (浦安方向へ進行する入口に限る。)	9.8
足立入谷 (ETC) (入口に限る。)	6.3
鹿浜橋 (ETC) (加賀方向へ進行する入口に限る。)	10.3
扇大橋 (ETC) (鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。)	13.6
三溪園 (ETC) (入口に限る。)	10.9
杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)	4.0
新郷 (安行方向へ進行する入口に限る。)	4.9
八潮南 (ETC) (八潮方向へ進行する入口に限る。)	4.6
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する]	13.8
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する]	15.9
新都心 (ETC) (さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。)	2.3
新都心西 (ETC) (新都心方向へ進行する入口に限る。)	4.1
浦和北 (ETC) (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する]	8.0
浦和北 (ETC) (入口に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する]	10.1
美女木ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日まで適用する]	13.8
美女木ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道 17 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南)) の供用開始の期日から適用する]	15.9
浦安 (千鳥町方向へ進行する入口に限る。)	6.4
阪東橋 (入口に限る。)	4.7
岸谷生麦 (ETC) (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	14.5
新横浜 (ETC) (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	8.3
横浜港北 (横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	7.1
大宮 (仮称) (入口に限る。)	4.9
宮前 (仮称) (入口に限る。)	1.2

別紙－２９を次のように改める。

(別紙－３０)

収支予算の明細

		【百万円（消費税込み）】																													
		新たな資産形成に係らない部分					新たな資産形成に係る部分																								
		収入		収支差			収入		支出				債務																		
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	追加事業を除く	追加事業	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	更新費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務																	
														有利子借入金				社会資本借入金													
														特定更新等工事に係る債務	追加事業の工事に係る債務	その他の債務		無利子借入金													
2006年度	平成18年度	267,398	59,540	204,136	204,136	0	57,700	72,676	116,991	9,976	0	0	253,251	27,563	0	0	27,563	0	2,775												
2007年度	平成19年度	268,576	65,169	203,138	203,138	0	68,900	61,284	126,274	8,425	0	0	353,289	79,466	0	0	79,466	80,861	30,258												
2008年度	平成20年度	258,876	64,827	192,576	192,576	0	90,500	28,416	104,937	9,033	0	0	292,888	39,415	0	0	39,415	0	6,337												
2009年度	平成21年度	253,132	63,692	188,136	188,136	0	109,200	32,920	133,036	9,078	0	0	366,052	161,445	0	0	161,445	73,559	25,311												
2010年度	平成22年度	255,900	66,080	189,399	189,399	0	54,610	33,908	79,709	9,358	0	48	247,857	26,778	0	0	26,778	0	22,968												
2011年度	平成23年度	263,261	62,910	197,997	197,997	0	55,057	42,984	80,699	14,238	0	1,229	286,629	12,938	0	0	12,938	0	1,955												
2012年度	平成24年度	268,517	64,076	201,545	201,545	0	80,057	39,684	107,910	17,344	0	73	369,777	121,920	0	0	121,920	0	31,986												
2013年度	平成25年度	267,165	66,897	203,669	203,669	0	95,048	34,112	82,005	27,423	0	0	335,612	24,331	0	0	24,331	0	892												
2014年度	平成26年度	270,932	66,596	203,950	203,950	0	145,044	25,282	135,881	40,822	2,695	0	439,549	210,309	0	0	210,309	0	84,445												
2015年度	平成27年度	275,977	72,316	198,838	198,838	0	100,015	26,200	64,796	31,583	14,192	0	315,121	36,125	1,924	0	34,201	0	0												
2016年度	平成28年度	291,021	87,065	203,748	203,748	0	179,008	35,218	159,002	28,665	23,595	0	405,212	261,337	12,001	0	249,336	0	130,943												
2017年度	平成29年度	291,741	92,155	202,775	202,775	0	135,000	21,718	74,038	31,094	55,621	0	227,158	137,235	50,943	0	86,292	0	18,373												
2018年度	平成30年度	290,166	80,309	209,259	209,259	0	115,000	11,114	44,100	37,424	35,093	0	228,268	78,565	13,608	0	64,957	0	2,295												
2019年度	令和元年度	287,208	80,972	207,289	207,289	0	135,001	16,962	64,201	42,959	44,407	0	273,523	190,585	30,275	0	160,310	0	64,033												
2020年度	令和2年度	259,435	86,572	175,765	175,765	0	105,000	824	13,310	43,976	61,146	0	170,867	121,532	74,653	0	46,879	0	765												
2021年度	令和3年度	279,748	91,495	183,221	183,221	0	150,000	432	50,249	36,365	51,418	0	154,394	126,403	23,299	0	103,104	0	834												
2022年度	令和4年度	297,800	95,015	202,360	202,360	0	85,000	6,304	1,911	43,303	44,546	0	177,590	71,196	11,700	0	59,496	0	0												
2023年度	令和5年度	300,900	97,769	202,559	202,559	0	95,000	10	3,071	28,307	78,182	0	197,698	58,978	37,001	0	21,977	0	0												
2024年度	令和6年度	303,663	96,859	207,810	207,810	0	102,000	16	4,438	34,001	51,528	0	233,730	106,546	64,738	0	41,808	0	1,825												
2025年度	令和7年度	302,640	105,515	201,541	201,541	0	38,258	16	5,278	36,329	44,753	0	227,375	79,339	51,962	0	27,377	0	0												
2026年度	令和8年度	310,996	112,053	198,943	198,943	0	248,446	16	20,368	61,062	159,234	7,798	186,310	192,490	86,350	0	106,140	0	0												
2027年度	令和9年度	320,226	110,951	209,275	209,275	0	238,153	1,478	26,504	63,109	150,018	0	242,282	204,187	122,570	0	81,617	0	2,332												
2028年度	令和10年度	318,559	110,476	208,083	208,083	0	208,843	264	16,075	77,674	115,358	0	275,394	203,920	126,793	0	77,127	0	0												
2029年度	令和11年度	317,796	109,360	208,436	208,436	0	192,397	1,965	29,106	82,386	82,870	0	280,581	127,913	33,724	0	94,189	0	0												
2030年度	令和12年度	317,034	109,215	207,819	207,819	0	204,008	147	27,226	90,630	86,299	0	347,030	154,314	60,610	0	93,704	0	2,450												
2031年度	令和13年度	338,390	78,693	259,697	259,697	0	145,471	0	41,247	29,509	74,715	0	394,421	107,445	21,233	0	86,212	0	30												
2032年度	令和14年度	341,190	79,203	261,987	261,987	0	126,130	0	16,183	30,812	79,135	0	432,417	50,043	19,231	0	30,812	0	0												
2033年度	令和15年度	343,019	78,438	264,581	264,581	0	100,518	306	16,967	28,378	55,479	0	508,504	41,511	13,133	0	28,378	0	0												
2034年度	令和16年度	344,817	78,206	266,611	266,611	0	71,162	14,478	17,127	27,067	41,446	0	567,817	35,758	8,691	0	27,067	0	0												
2035年度	令和17年度	345,662	78,011	267,651	267,651	0	119,607	14,759	26,285	29,069	79,012	0	617,699	625,098	459,336	136,693	29,069	0	28,000												
2036年度	令和18年度	344,619	77,817	266,802	263,336	3,466	31,800	7,748	0	25,309	14,239	0	98,967	25,309	0	601	24,708	0	0												
2037年度	令和19年度	343,594	77,673	265,921	262,554	3,367	31,765	6,836	0	26,232	12,369	0	113,206	26,232	0	601	25,631	0	0												
2038年度	令和20年度	342,569	77,858	264,711	261,476	3,235	43,480	6,026	0	26,223	23,283	0	125,575	136,431	110,208	601	25,622	0	0												
2039年度	令和21年度	342,481	78,154	264,327	261,181	3,146	28,087	5,773	0	26,204	7,656	0	38,650	26,204	0	601	25,603	0	0												
2040年度	令和22年度	340,520	78,002	262,518	259,514	3,004	33,825	5,774	0	26,185	13,414	0	46,306	45,905	19,720	601	25,584	0	40,000												
2041年度	令和23年度	337,776	77,559	260,217	257,345	2,872	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2042年度	令和24年度	335,098	76,947	258,151	255,378	2,773	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2043年度	令和25年度	333,331	76,413	256,918	254,269	2,649	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2044年度	令和26年度	329,413	75,892	253,521	251,012	2,509	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2045年度	令和27年度	326,437	75,345	251,092	248,716	2,376	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2046年度	令和28年度	323,529	74,740	248,789	246,545	2,244	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2047年度	令和29年度	321,465	74,357	247,108	244,857	2,251	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2048年度	令和30年度	317,711	74,164	243,547	243,540	7	26,185	0	0	26,185	0	0	0	26,185	0	601	25,584	0	0												
2049年度	令和31年度	314,868	74,165	240,703	238,602	12,101	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2050年度	令和32年度	312,024	74,486	237,538	233,036	14,502	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2051年度	令和33年度	310,062	74,538	235,524	221,149	14,375	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2052年度	令和34年度	306,438	75,146	231,292	217,187	14,105	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2053年度	令和35年度	303,662	75,609	228,053	214,154	13,899	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2054年度	令和36年度	300,951	75,998	224,953	211,251	13,702	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2055年度	令和37年度	299,057	76,174	222,883	209,308	13,575	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2056年度	令和38年度	295,563	76,380	219,183	205,839	13,344	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2057年度	令和39年度	292,884	76,537	216,347	203,180	13,167	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2058年度	令和40年度	289,942	76,534	213,408	200,428	12,980	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2059年度	令和41年度	287,853	76,477	211,376	198,517	12,859	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2060年度	令和42年度	284,191	76,420	207,771	195,138	12,633	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2061年度	令和43年度	281,348	76,761	204,587	192,150	12,437	26,184	0	0	26,184	0	0	0	26,184	0	601	25,583	0	0												
2062年度	令和44年度	278,538	77,383	201,155	188,928	12,227	26,184	0	0	26,184	0	0	0</																		

「別紙－２８」を「別紙－２９」とし、「別紙－２７」を「別紙－２８」とし、「別紙－２６」を「別紙－２７」とし、別紙－２５の次に次のように加える。

(別紙－２６)

神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

(１) 路線名

神奈川県道高速湾岸線

(２) 工事の箇所

神奈川県川崎市川崎区扇島

(３) 工事方法

他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道３５７号	神奈川県川崎市川崎区扇島	立体接続	扇島出入口（仮称）

(４) 工事予算

１４，０９４百万円（消費税込み）

(５) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手（予定）年月日 令和 ８年 ４月２０日

(ロ) 工事の完成予定年月日 令和１２年 ３月３１日